

「都立中央図書館整備に係る基本方針（案）」に対する意見募集の結果について

意見募集の概要

(1) 募集期間

令和8年6月1日（月曜日）から令和8年6月30日（火曜日）まで

(2) 提出方法

WEBフォーム、電子メール、郵送、投函

(3) 意見の総数

合計 76件（回答者数 56名）

(4) 内訳

【回答者年齢】

年齢	件数
20歳未満	5名
20代	5名
30代	9名
40代	10名
50代	9名
60代	6名
70代以上	12名

【回答者属性】

属性	件数
小学生以下	1名
中学生	0名
高校生	4名
大学生/大学院生/短期 大学生/専門学校生	2名
会社員/公務員	29名
経営者/自営業/自由業 （フリーランス）	2名
アルバイト/パート	3名
専業主夫/主婦	1名
無職/年金生活者	11名
その他	3名

【項目ごとの件数】

項目	件数
1 都立中央図書館の概要	3件
2 これまでの検討経緯	4件
3 新たな中央図書館が 目指す図書館像	10件
4 図書館像に基づき提供する サービスや空間（イメージ）	28件
5 参考資料	7件
6 全体に係る事項 ※無記入の場合も含む	24件

※複数項目について意見を回答している場合があるため、回答者数（56名）とは一致しません。

※必要に応じて意見の要約等を行っているため、「意見の総数」と実際に掲載する件数は一致しません。

主な意見について

主な意見要旨と東京都教育委員会の考え方は以下のとおりです。

1.都立中央図書館の概要

	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
1-1	図書館単体ではなく地区周辺や既存施設ともコンセプトを共有し、一体的かつ迅速に整備を進める必要がある。	新たな中央図書館の整備地である神宮前五丁目地区は、誰もが集い・つながる、開かれた「智の創造拠点」を将来像に掲げております。その中で、中央図書館は、まちづくりの中核となる機能として、この地区に導入予定の劇場や起業支援等の多様な機能と連携を図り、相乗効果を発揮できるよう整備を進めてまいります。
1-2	移転先是最寄りの駅から遠いので、図書館の側にバス停を設置して欲しい。また、図書館と渋谷のまちづくりとはどういったことなのか。	
1-3	有栖川宮記念公園内にある都立中央図書館の歴史的意義と立地環境等を重視し、移転に反対。老朽化については改修・改築での対応を求める。	都立中央図書館の建物は、竣工から50年以上が経過し、老朽化や書庫の狭隘化が進んでいます。現在地での建替えの場合、解体及び新築工事に伴う休館期間の長期化等により、十分なサービスの提供が不可能となること、さらに、高さ制限等現在の建築条件を前提にすると、現在の建物よりも建築規模を拡大することが困難であることから、新しいコンセプトや機能の実現は難しい状況です。新たな中央図書館が、その機能を十分に発揮していくためには、多くの都民にとって利便性が良く、誰もが気軽に訪れることができ、近隣に学校、商業施設、文化施設等が集積し、多様な人々が集う環境がふさわしいと考えます。このため、アクセスが良く、子供から大人まで多くの人々が行き交い、周辺に教育機関が集積し、様々な活動が展開されているエリアである神宮前五丁目地区の都有地を整備地（移転先）として検討を進めております。

2.これまでの検討経緯

	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
2-1	都立中央図書館は東京全域を対象とする図書館であり、神宮前五丁目のまちづくり方針と結びつけすぎず、立地地域の意向に偏らない計画にすべき。	新たな中央図書館は、豊富な蔵書を活用し、レファレンスサービスや都内区市町村立図書館への資料の貸出等、従来の強みを生かしながら、新たに付加する創造・交流機能を発揮し、神宮前五丁目地区のまちづくりの将来像の実現に寄与していくこととしております。

	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
2-2	有栖川宮記念公園の中にあり、静かで広くて、本がたくさんあって、これ以上ない図書館である。これまでも何度も長期で修繕していたので、古いというのはわかるが、移転しないで欲しい。	都立中央図書館の建物は、竣工から50年以上が経過し、老朽化や書庫の狭隘化が進んでいます。現在地での建替えの場合、解体及び新築工事に伴う休館期間の長期化等により、十分なサービスの提供が不可能となること、さらに、高さ制限等現在の建築条件を前提にすると、現在の建物よりも建築規模を拡大することが困難であることから、新しいコンセプトや機能の実現は難しい状況です。新たな中央図書館が、その機能を十分に発揮していくためには、多くの都民にとって利便性が良く、誰もが気軽に訪れることができ、近隣に学校、商業施設、文化施設等が集積し、多様な人々が集う環境がふさわしいと考えます。このため、アクセスが良く、子供から大人まで多くの人々が行き交い、周辺に教育機関が集積し、様々な活動が展開されているエリアである神宮前五丁目地区の都有地を整備地（移転先）として検討を進めております。
2-3	神宮前五丁目地区には国連大学やウィメンズプラザ等があり、そうした場所に東京都の中央図書館を移転することに反対。都立中央図書館はニュートラルであるべき。	
2-4	新しい図書館はインバウンド、観光客等が休息する場所になってしまう。	本方針では、新たな中央図書館は、都民や観光客も含め様々な人々が参加できるワークショップ等の開催等、多目的に利用可能で様々な知と出会えるオープンスペースを設けるとともに、1人で本を読める閲覧席や、集中して調査・研究ができるスペースを確保する等、利用者の活動に合わせたゾーニングを想定しております。（P.11、P.12、P.16）

3.新たな中央図書館が目指す図書館像

	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
3-1	世界中からの注目を集め、世界から人が訪れる施設になることで都民へのサービスの低下を懸念する。都外・国外からの人が訪れることによる都民への利益について示していただきたい。	本方針では、新たな中央図書館は、都民や観光客も含め様々な人々が参加できるワークショップ等の開催等、多目的に利用可能で様々な知と出会えるオープンスペースを設けるとともに、1人で本を読める閲覧席や、集中して調査・研究ができるスペースを確保する等、利用者の活動に合わせたゾーニングを想定しております。（P.11、P.12、P.16）
3-2	普段図書館を利用しない人も訪れたいような、特色ある図書館にして欲しい。	本方針では、新たな中央図書館は、世界都市東京のランドマークとしてふさわしい外観と内装を備え、多くの来訪者を惹きつける建築物を目指すとともに、館内に大きなオープンスペースを設け、様々な人々が参加できるワークショップ等の開催を通じて、利用者の交流に結び付ける工夫を行うこととしております。また、自然を感じられる居心地の良い空間を設け、国内外の来訪者が気軽に立ち寄れる場所とすることとしております。（P.11、P.14）
3-3	都立中央図書館の本が都立多摩図書館に移されることがあるようだが、新都立中央図書館と都立多摩図書館の分担を明確にした方がよい。	都立多摩図書館との役割分担について、令和7年4月策定の「都立中央図書館の在り方」では、新たな中央図書館においても分担は維持し、2館による一体的な運営を行うことを前提とするほか、新たな中央図書館では、従来の役割に加え、子供を含めた全ての人々を対象とした創造・交流等の機能を発揮していくこととしております。 頂いた御意見を踏まえ、多摩図書館とともに、2館で一体的な運営を実施することについて本方針に追記します。（P.4）

	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
3-4	例えば、食に関する蔵書の近くにはグルメなレストラン、スポーツの蔵書の近くにはスポーツ用品店等図書と商業機能等がコンプレックスされたもの等図書館の概念を壊した新しいスタイルを目指してほしい。	新たな中央図書館は、神宮前五丁目地区に導入予定の多様な機能と連携を図り、相乗効果を発揮できるよう整備を進めてまいります。 頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
3-5	民間の力も活かし、時代のニーズや新技術への対応を迅速に進めて欲しい。	本方針において、新たな中央図書館は、新たに付加する創造・交流機能について時々の最適なデジタル技術を効果的に実施できるよう、例えば指定管理者制度等の民間の力を活用していくことを想定しております。（P.17） 頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
3-6	移転予定地は東京都心にあり、アクセス性が高いが、必ずしも都内全域からのアクセスが良好なわけではない。デジタル技術を工夫し、都内どこからでもデータアクセスできる図書館にして欲しい。	本方針では、東京関係の資料・情報、貴重資料等のデジタル化やオープンデータ化、オンラインでのレファレンス対応の強化や、音訳サービスの提供等、情報を容易に探索しやすくなる環境を整備することとしております。（P.12） 頂いた御意見は、デジタル技術の活用に係る検討の参考とさせていただきます。
3-7	デジタルアーカイブについて、国立国会図書館同様に進めれば良いと思う。	本方針では、東京関係の資料・情報、貴重資料等のデジタル化やオープンデータ化等、情報を容易に探索しやすくなる環境を整備することとしております。（P.12）
3-8	都立図書館の役割である区市町村立図書館支援について、どのような支援を行っていくのか、都立図書館の事業をどのように区市町村に還元していくのかの視点で検討して欲しい。	本方針では、新たな中央図書館は、都内区市町村立図書館への協力貸出しやレファレンス等、地域全体で資料や情報、技術を共有することで、都民の課題解決に寄与していくこととしております。（P.12）
3-9	「多様な人々」の例として産業界・学术界・観光客だけを挙げるのは突出しているように思える。	本方針では、新たな中央図書館において、子供から大人、障害者等、誰もが創意工夫しながら多様な創作に取り組むことができたり、その成果を発信することができたりするようにすることとしております。（P.13）
3-10	どの公共図書館でも中高生の学習スペース確保が課題であり、館内整備だけでなく、館外の各地域での学習スペースの確保に係る支援にも取り組んで欲しい。	都内区市町村立図書館は、設置者である各自治体において必要な機能や空間を設けています。本方針において、新たな中央図書館は、区市町村立図書館への協力貸出しや協力レファレンス等の支援を実施していくこととしております。（P.12）

4.図書館像に基づき提供するサービスや空間（イメージ）

	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
4-1	様々な本と出合うため、タイトルがわからなくても読みたい本にたどり着けるようなAIサービス、LINEでの資料やイベント情報の情報発信があるといい。	本方針では、オンラインでのレファレンス対応の強化や、音訳サービスの提供等、情報を容易に探索しやすくなる環境を整備することとしております。（P.12） 頂いた御意見を踏まえ、AI等のデジタル技術も活用することについて本方針に追記します。（P.9、P.11、P.12、P.13）
4-2	江戸・東京関係資料のオープンデータ化が必要である。 また、明るくて広々とした場所だと足を運びたくなく、軽い気持ちで「楽しそうだし行ってみよう」と思わせるイメージが大切だと思う。	本方針では、東京関係の資料・情報、貴重資料等のデジタル化やオープンデータ化等、情報を容易に探索しやすくなる環境を整備することとしております。（P.12） また、新たな中央図書館は、世界都市東京のランドマークとしてふさわしい外観と内装を備え、多くの来訪者を惹きつける建築物を目指すとともに、自然を感じられる居心地の良い空間を設け、国内外の来訪者が気軽に立ち寄れる場所とすることとしております。（P.11、P.14） 頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
4-3	島嶼部の住民も、デジタルや創造の活動を通じて、東京都のシンボリックな図書館につながり、参加している実感を持てる仕組みを盛り込んでほしい。東京に行った際に立ち寄りたくなるスポットになると思う。	本方針では、デジタル技術を活用したサービス等により、遠方からでも都立図書館の資料にアクセス可能な図書館を目指すこととしております。（P.12） 頂いた御意見は、デジタル技術の活用に係る検討の参考とさせていただきます。
4-4	今後の図書館の中核的な機能となるデジタル書籍等についても高いノウハウを持った運営が担保できるような民間ノウハウの活用を期待する。	本方針において、新たな中央図書館は、新たに付加する創造・交流機能について時々の最適なデジタル技術を効果的に実施できるよう、例えば指定管理者制度等の民間の力を活用していくことを想定しております。（P.17） 頂いた御意見については、民間活力の検討の参考とさせていただきます。
4-5	渋谷や表参道エリアは落ち着いて寛ぎながら過ごせる空間が不足している。緑や水辺のそばで落ち着いて読書等を楽しめる空間にしてほしい。	本方針では、当地区の自然環境を活かしながら、自然を感じられる居心地の良い空間を設け、国内外の来訪者が気軽に立ち寄れる場所とすることとしております。（P.14） 頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
4-6	都会の喧騒から離れて、自然の中で安心して過ごせる居場所として重宝する。島の植物やゆとりのある座席スペースを取り入れて、島嶼部の人々が訪れやすく、あわせて島の魅力発信の場にしてほしい。	

	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
4-7	現在の中央図書館は、地味な印象であり足を運びたくなるような空間ではない。既存の図書館のイメージを大胆に刷新して、東京を象徴し、日本を代表する図書館になってほしい。魅力ある建築、心地よい空間づくりに細部までこだわってほしい。	本方針では、新たな中央図書館は、世界都市東京のランドマークとしてふさわしい外観と内装を備え、多くの来訪者を惹きつける建築物を目指すとともに、館内に大きなオープンスペースを設け、子供や観光客も含め様々な人々が参加できるワークショップ等の開催を通じて、利用者の交流に結び付ける工夫を行うこととしております。また、自然を感じられる居心地の良い空間を設け、国内外の来訪者が気軽に立ち寄れる場所とすることとしております。（P.11、P.14） 頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
4-8	渋谷周辺はゆっくりできるところが少ない。魅力的な建築の図書館や心地良い広場空間に自然と引き込まれ、渋谷ではないような感覚になれる場所を期待する。	
4-9	「余白」や作り込みすぎずサービスを供与しすぎないことがまちづくりの重要な視点としてある一方、「東京の新たなランドマークとなるシンボリックで魅力的な建築や内装デザイン」が空間イメージとされている。「映え」は重要だが、将来100年にわたって飽きの来ない図書館のデザインを求める。	
4-10	文化を支える言葉や表現メディアを中心に展開していくのはどうか。世界中の言語、特にマイナーな諸言語の講座があると面白いと思う。	本方針では、海外の図書館や大使館等と連携したイベントを実施していくこととしております。（P.11） 頂いた御意見を踏まえ、世界の多様な言語・文化に触れることや多言語による案内について本方針に追記します。（P.11）
4-11	外国人や外国ルーツの利用者の増加を踏まえ、外国語資料の充実だけでなく、ニーズの把握や外国語レファレンスに対応できる人員の確保等、外国人にも使いやすい図書館づくりを求める。	

	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
4-12	自分が作った本を図書館に展示できる。それを他の人が読める。森みたいところで遊ぶところがあったり、外で本が読める。こんな図書館なら行ってみたい。	本方針では、利用者が動画編集やものづくり等、幅広い創作活動ができる環境を整備するとともに、創作したものを展示する等、誰もが様々な形で発信・発表ができる場を設けていくこととしております。また、緑を眺めながら、読書ができる閲覧席等を設けていくこととしております。 (P.13、P.14) 頂いた御意見を踏まえ、利用者の発信等の検討の参考とさせていただきます。
4-13	Creationをテーマにするのなら、3Dプリンタ等 Maker Spaceの設置を検討いただきたい。海外の資料が沢山あるため、多様な国籍の方に使って頂き、交流が生まれる空間が理想的だが、観光客が増えても困る。	本方針では、創作活動を可能とする3Dプリンタ等のデジタル機材の整備をすることや、海外資料を積極的に活用すること、さらには交流が可能なオープンスペースを設けることとしております。 (P.11、P.13) 頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
4-14	図書館を「本を読む場所」から「本を起点に学びを实践へとつなげる場」へと転換する方向性を高く評価する。その実現に向けて「食」と「農」の視点を積極的に取り入れ、歴史資料と体験をつなぐプログラム、屋上農園の設置、国連大学・市民団体との協働・共創を行うことを提案する。	本方針では、新たな中央図書館は、国連大学等のまちの機能との連携や産業界・学术界・観光客等、東京に集まる多様な人々との共創を目指すこととしております。(P.11) 頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
4-15	子供と一緒に気兼ねなく過ごせる図書館になってほしいし、子供連れでも気軽に立ち寄れるカフェのような場所ができれば嬉しい。子供向けのイベントや、異世代が交流できる機会があれば、参加してみたい。	本方針では、緑に囲まれた落ち着いたカフェやレストラン、子供や青少年が様々な体験・学習をし、自らの興味・関心を見付けるきっかけとなるプログラムを提供することとしております。 (P.13、P.14) 頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
4-16	立地地域との連携を強調し、産業界・学术界・観光客へ言及することにより、サービス対象や目的を矮小化しているように思える。	本方針では、新たな中央図書館は、まちの機能との連携や産業界・学术界・観光客等、東京に集まる多様な人々との共創により、様々な知との出会いや交流を提供することを目指しております。また、子供から大人、障害者等、誰もが新たに創作ができることを目指すこととしております。(P.11、P.13)
4-17	VR・AR等は試みられているものの、鳴かず飛ばずの事例は数知れず。図書館でやらなくても良く、まちづくりの方で実施すれば良い。	御意見として承ります。

	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
4-18	本来の図書館機能部分が40,000㎡まで拡充されるということか。	本方針では、新たな中央図書館は、閲覧席や書庫等の従来の図書館機能と新たに付加する創造・交流機能がその役割を果たせるよう、延べ床面積40,000㎡程度を上限に拡大することとしております。（P.17）
4-19	静のエリアと動のエリアの人々がどちらも快適に過ごせるように、ゾーニングには気を付けてほしい。また、調べ物や読書をする利用者のために十分な席数を確保してほしい。	本方針では、一人で集中できる席や仲間と話をできる席、くつろげる席等、多様な形態の閲覧席や、グループでの議論が可能となるゾーニングを想定しており、閲覧席数は1,800席程度を設けることとしております。（P.16、P.17） 頂いた御意見を踏まえ、ゾーニングの検討に当たっての参考とさせていただきます。
4-20	小学生以下、中高生、大学生以上、静かにする部屋、数人で話しながら使える部屋等、用途に分けて欲しい。小さくて良いので飲食可能なスペースが欲しい。	本方針では、一人で集中できる席や仲間と話をできる席、くつろげる席等、多様な形態の閲覧席を設けるほか、緑を眺めながら、休憩ができるカフェやレストランを設けることとしております。（P.12、P.14） 頂いた御意見を踏まえ、静かに集中できる席について本方針に追記します。（P.12）
4-21	閲覧席数がほぼ2倍になることや、緑地を取り入れ、自然を感じるエリアを設ける案がとても良いと思う。	本方針では、一人で集中できる席や仲間と話をできる席、くつろげる席等、多様な形態の閲覧席や、グループでの議論が可能となるゾーニングを想定しており、閲覧席数は1,800席程度を設けることとしております。（P.16、P.17） また、自然を感じられる居心地の良い空間を設け、国内外の来訪者が気軽に立ち寄れる場所とすることとしております。（P.14）
4-22	現在の都立中央図書館の1～3階にあるような個別ブース席を増やしてほしい。一般閲覧席だと、ヒソヒソ話している人がいたりするので集中できない。	本方針では、一人で集中できる席や仲間と話をできる席、くつろげる席等、多様な形態の閲覧席を設けることとしております。（P.12） 頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
4-23	身体的にアクセシブルなだけでなく、ニューロダイバーシティに配慮した創造・交流図書館の実現に期待する。	本方針では、アクセシブルな電子書籍の充実を図り、障害のある方でも資料にアクセスしやすい環境の整備を行うこととしております。（P.12） 頂いた御意見を踏まえ、インクルーシブな空間づくりについて本方針に追記します。（P.11、P.12）
4-24	車いす利用者でも自由に本が手に取れるように、一番下の書架は抜いて、車いすでも近づきやすい工夫をしてほしい。シンボルでの分類等も行くとノンバーバルに対応できる。	

	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
4-25	ガラス張りの外観は、直射日光による資料の劣化や夏場の高温が予測される。見栄えではなく、図書館としての実用性を最優先にしてほしい。利用者の手に取りやすくなると必ず汚破損のリスクが高くなるため、資料保存のためのルールを設けてほしい。	本方針では、貴重資料の長期保存やメンテナンスを可能とする専用スペースを確保することとしております。(P.11) 頂いた御意見を踏まえ、自然光や温湿度の影響、劣化防止等に配慮することについて本方針に追記します。(P.11)
4-26	昔はPCや荷物の持込みが限定されていたため、研究のための活用に非常に不便だった。そういったバリアのない空間を期待する。	現在の都立中央図書館では、御持参のパソコン等の電子機器を1階から4階までの全ての閲覧席及び5階調査研究ルーム、交流ルームで御利用いただけます。また、スーツケース等の大きな荷物等以外の手荷物は持ち込みいただけます。
4-27	現在の都立中央図書館の最大の価値は蔵書のレベル及び大きな開架書架にあり、そのレベルと図書整理・排架のルールを継続してほしい。従来型の図書館サービスの重要性を認識した上で利用している者が一定数いることを忘れないでほしい。	本方針では、収蔵能力については340万冊程度とし、開架可能冊数は従来規模よりも拡大することとしております。また開架スペースについて、思いがけない本との出会いが可能なテーマ別展示を可能とすることとしております。(P.12、P.17)
4-28	司書職制度を維持し、専門職としての研修も充実させてほしい。図書修復技術技能の継続のために専門職集団として充実させてほしい。図書資料は減る事なく増えるため、書庫機能はもっと充実させるべき。	本方針では、分野別の専門研修等を実施し、司書の専門性を高めるとともに、高い資料保全技術等の従来の強みを活用することとしております。(P.5、P.12) また、収蔵能力についても、340万冊程度まで拡大をすることとしております。(P.17)

5.参考資料

	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
5-1	都道府県立図書館としての役割を維持・拡充し、現行の都立中央図書館の強みを発展させることが前提。メイカースペース等は資料や職員を活かし、図書館からできることを中核に考えることが大事、という有識者意見を強く支持する。	本方針において、新たな中央図書館は、選書やレファレンスサービス等、司書が担っている専門的なサービスは都の直営とし、新たに付加する創造・交流機能について時々の最適なデジタル技術を効果的に実施できるよう、例えば指定管理者制度等の民間の力を活用していくことを想定しております。(P.17)
5-2	図書館運営は職員の知識・経験・連携が重要であり、利用者対応を含めた業務の委託拡大や指定管理者制度導入に反対する。女性非正規雇用者の処遇改善のためにも、正規の専門職による直営と継続的な雇用・運営体制の確保を求める。	

	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
5-3	個人貸出しをしていないため本がずっと図書館にあるのが魅力、渋谷はオープンスペースが希少という点に強く同意。	本方針では、新たな中央図書館は、豊富な蔵書を活用し、高度なレファレンスサービスを実施するとともに、開架スペースについて、思いがけない本との出会いが可能なテーマ別展示を可能とすることとしております。また、当地区の自然環境を活かしながら、自然を感じられる居心地の良い空間を設け、国内外の来訪者が気軽に立ち寄れる場所とすることとしております。（P.12、P.14） 頂いた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
5-4	探究的な学習で豊富な資料を活用するように勧めたいので、もっと利用しやすく、オープンにできないかと思う。	本方針では、開架冊数を従来規模から拡大させるとともに、図書館に来館しなくともデジタル技術を活用して都立図書館の資料にアクセスできるようにする等、非来館サービスの充実を図ることとしております。（P.12、P.17）
5-5	島嶼部では学校図書館と町立図書館のみに限られるため、DXで島の図書館等からアクセスできると環境格差も減らせて、逆に島嶼部の現状を東京都にも伝えやすくなる。	本方針では、新たな中央図書館は、デジタル技術を活用したサービス等により、遠方からでも都立図書館の資料にアクセス可能な図書館を目指すこととしております。（P.12）
5-6	1,800席もあると助かるので、実現してほしい。	御意見として承ります。
5-7	度重なる改修工事等による休館があっても、広尾なら継続利用の意志は固い。移転は不要である。	都立中央図書館の建物は、竣工から50年以上が経過し、老朽化や書庫の狭隘化が進んでいます。現在地での建替えの場合、解体及び新築工事に伴う休館期間の長期化等により、十分なサービスの提供が不可能となること、さらに、高さ制限等現在の建築条件を前提にすると、現在の建物よりも建築規模を拡大することが困難であることから、新しいコンセプトや機能の実現は難しい状況です。新たな中央図書館が、その機能を十分に発揮していくためには、多くの都民にとって利便性が良く、誰もが気軽に訪れることができ、近隣に学校、商業施設、文化施設等が集積し、多様な人々が集う環境がふさわしいと考えます。このため、アクセスが良く、子供から大人まで多くの人々が行き交い、周辺に教育機関が集積し、様々な活動が展開されているエリアである神宮前五丁目地区の都有地を整備地（移転先）として検討を進めております。

6.全体に係る事項

	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
6-1	発表の場となるイメージがあまり湧かない。図書館は知が集積している場所なので、利用者がそれを活かして発信する場があると、更に知識を得たくなるという循環につながると思う。	本方針では、館内でのワークショップを通じて利用者の交流に結び付けるとともに、作品や研究成果の展示・発表等ができるオープンスペースを確保することとしております。(P.13) 頂いた御意見を踏まえ、図書館が発表の場となることが伝わるよう、利用者が創作した作品であることについて追記します。(P.13)
6-2	100年後も変わらずそこにあるという安定感を持った図書館を望む。図書館に時代をつなぐ役割を担っていただきたい。市民が気軽かつ自主的に参画できる枠組みがあれば求める図書館像に近づく。	本方針では、新たな中央図書館は、国連大学等のまちの機能との連携や産業界・学術界・観光客等、東京に集まる多様な人々との共創を目指すこととしております。(P.11) 頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
6-3	青山学院大学にも図書館はあり、図書館を作る必要はない。都立中央図書館はアカデミックな場所であり、当初からのコンセプトは変える必要はない。	本方針では、新たな中央図書館は、神宮前五丁目地区まちづくりの機能や周辺の教育機関等と連携し、様々な知との出会いや交流を提供することとしています。(P.11)
6-4	現在の都立中央図書館のロケーションは優れており、移転は考え直すべきである。老朽化は建物の改装で対応すれば良い。大英図書館等、書籍の所蔵に特化して評価を受けている事例を参考にすべきである。	都立中央図書館の建物は、竣工から50年以上が経過し、老朽化や書庫の狭隘化が進んでいます。現在地での建替えの場合、解体及び新築工事に伴う休館期間の長期化等により、十分なサービスの提供が不可能となること、さらに、高さ制限等現在の建築条件を前提にすると、現在の建物よりも建築規模を拡大することが困難であることから、新しいコンセプトや機能の実現は難しい状況です。新たな中央図書館が、その機能を十分に発揮していくためには、多くの都民にとって利便性が良く、誰もが気軽に訪れることができ、近隣に学校、商業施設、文化施設等が集積し、多様な人々が集う環境がふさわしいと考えます。このため、アクセスが良く、子供から大人まで多くの人々が行き交い、周辺に教育機関が集積し、様々な活動が展開されているエリアである神宮前五丁目地区の都有地を整備地（移転先）として検討を進めております。
6-5	ここのところ 長い閉館期間があるのが残念である。工事等があるのはやむを得ないが、その他にも長い閉館がここ数年続いている。	都立中央図書館の建物は、竣工から50年以上が経過し、老朽化が進んでおります。このため、必要な改修工事を実施しておりますが、工事の規模によっては臨時休館をせざるを得ない状況にあります。

	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
6-6	都立中央図書館が移転してしまうことで勉強できる環境の整ったところがなくなってしまう。移転先では落ち着いた環境で勉強できるのかという不安がある。跡地に来る建物次第では辺りの環境が一変してしまうのではないかという懸念を抱いている。	現在の都立中央図書館は、港区が所有する都市計画公園（港区立有栖川宮記念公園）内にあり、都は区の許可を受けて図書館を設置しております。敷地については、原則として都が原状回復することとなっております。
6-7	現在の都立中央図書館はぜひ子供が集まって学びとなる体験ができるような総合施設にしてほしい。区立体育館や児童館等を統合したような、放課後時間の充実を増進する施設を望む。	
6-8	神宮前五丁目地区まちづくり事業実施方針に掲げる子供の体験機会の創出や旧こどもの城の理念が十分に反映されていない。都立図書館と都立児童館の複合施設にはできないか。子供向けスペースは子供の特性を踏まえて検討をして欲しい。	新たな中央図書館では、子供や青少年が様々な体験・学習をし、自らの興味・関心を見付けるきっかけとなるプログラムや、子供が遊びながら知的な活動に触れられるスペース等の提供を想定しております。（P.13）
6-9	現在と比べて交通の便が良くなり、より多くの都民にとって使いやすい図書館となることを期待する。「こどもの城」跡地なので、大人だけでなく、子供たちにとっても利用しやすい図書館になることを期待する。	本方針では、新たな中央図書館は、子供をはじめ誰もが多様な創作ができることを目指すこととしております。（P.13）
6-10	都立多摩図書館は、今後どのようなサービスを行うのか明らかにしてほしい。新たに行う児童サービスのために、多摩図書館はどう関わるのか。新たに行う児童サービスについては準備も含め十分な職員配置と予算措置を行ってほしい。	都立多摩図書館との役割分担について、令和7年4月策定の「都立中央図書館の在り方」では、新たな中央図書館においても分担は維持し、2館による一体的な運営を行うことを前提とするほか、新たな中央図書館では、従来の役割に加え、子供を含めた全ての人々を対象とした創造・交流等の機能を発揮していくこととしております。
6-11	移転は賛成。雑誌の多くが多摩図書館にあって不便なので、一緒に移転してほしい。多摩図書館には重複した本を置けばいい。	都立多摩図書館との役割分担について、令和7年4月策定の「都立中央図書館の在り方」では、新たな中央図書館においても分担は維持し、2館による一体的な運営を行うことを前提とするほか、新たな中央図書館では、従来の役割に加え、子供を含めた全ての人々を対象とした創造・交流等の機能を発揮していくこととしております。

	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
6-12	障害者サービスは新たに付け加える機能ではなく、図書館の土台である。障害者サービスを基盤に位置付け、現行サービスの維持・拡充、DXによるアクセシビリティ確保、建物・空間のバリアフリー、障害者が創造・発信の主体となる仕組みづくり等、計画段階からの当事者参画等を求める。	本方針では、新たな中央図書館は、子供から大人、障害者等、誰もが創意工夫しながら多様な創作に取り組むことができ、さらにはその成果を発信できることを目指しております。（P.13）
6-13	都立図書館の敷居の高さを改善し、企画展の地域の公共図書館での巡回開催等を検討いただきたい。地域格差のないサービス提供と、地域図書館との十分な連携を求める。	都立図書館では、従来から都内区市町村立図書館や学校等への連携・協力を通じて、東京の図書館サービス全体の向上に努めております。
6-14	自治体の公共図書館に貸出しを行っているように、都立高校にも貸出しをしてほしい。蔵書数が桁違いの都立図書館の蔵書を、探究活動等に利活用したい。	現在の都立図書館では都立学校等に対し、調べ学習の支援、校外学習の受入れ、児童・生徒や教職員向けの探究活動に関する講座の実施等を行っています。
6-15	「柔軟な対応ができる「余白」」という視点には大賛成。多機能化によって各機能が中途半端になることを懸念。自治体で保存が困難な資料の受入れ・保存機能の強化を求めるとともに、高度なレファレンスサービスについては、現状の水準を維持・向上させることを期待する。	本方針において、新たな中央図書館は、選書やレファレンスサービス等、司書が担っている専門的なサービスは都の直営とし、新たに付加する創造・交流機能について時々の最適なデジタル技術を効果的に実施できるよう、例えば指定管理者制度等の民間の力を活用していくことを想定しております。（P.17）
6-16	これまでは利用手順が多く、使いづらい印象があった。新図書館は誰もが簡単に利用できる施設にしてほしい。	御意見として承ります。
6-17	都立高校で除籍対象となる貴重な古書や専門書について、都立中央図書館による引取り・保存の仕組みを整備してほしい。	
6-18	カフェはチェーン店でなく、クリエイションを想起するような個人店舗を入れて欲しい。個性のある店舗がこの基本方針に合う。	

	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
6-19	本基本方針案は、都立図書館の実績や役割、新たな時代・社会や予定立地で求められる期待も踏まえたバランスの取れた内容として評価する。特に、区市町村立図書館との連携強化による都民サービスの向上、専門研修や協力貸出、検索システムの充実を求める。区市町村立図書館の要望も入れて検討していただきたい。 また、豊富な蔵書を支える大規模な施設規模・収蔵能力の確保、建物の都所有と直営運営及び専門職員を配置する点を評価し、その維持・発展を要望する。 さらに、都内図書館との共同保存を推進し、都民の知る権利と情報アクセスを支える広域的な資料保存体制の構築を求める。今後も都民への情報公開を行いながら計画を進めることを期待する。	基本方針（案）全体に関する御意見として承ります。 また、管理運営体制について、今後の検討の参考とさせていただきます。
6-20	図書館を知と出会い、学び、創造し、交流し、発信する場へ広げようとしている点を高く評価する。 基本機能として、①AI回答や要約を検証できるレファレンス、②社会的課題を横断するテーマ型情報基盤、③著作権・個人情報等を確認できる相談機能、④直営の専門性と創造・交流機能を分断しない管理運営、⑤資料に基づき異なる立場を考え合う公共的対話の空間、⑥子供・若者を公共空間の共同制作者とする仕組み、を位置づけることを提案する。	
6-21	都道府県立図書館としての広域支援機能が強化されていないことを懸念。区市町村立図書館だけでなく、専門図書館や病院図書室等、他館種も含めた支援・連携が強化されれば、首都東京にふさわしい強力な図書館ネットワークが形成されると思う。	本方針において、新たな中央図書館は、首都東京の広域的・総合的情報拠点としての役割を果たしていくこととしています。